

南相馬市小高区復興拠点施設条例

平成30年9月28日

条例第34号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化と賑わいの創出を図り、地域コミュニティの再構築、本市の復興・再生を実現するため、南相馬市小高区復興拠点施設(以下「復興拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 復興拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市小高区復興拠点施設

位置 南相馬市小高区本町二丁目28番地

(施設)

第3条 復興拠点施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

- (1) 交流施設
- (2) 健康増進施設
- (3) 起業支援施設
- (4) 歴史文化復興展示施設
- (5) 物品販売等施設
- (6) 広場
- (7) 駐車場

(事業)

第4条 復興拠点施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多世代の交流場所の提供に関する事。
- (2) 地域間の交流場所の提供に関する事。
- (3) 健康の増進及び文化の交流場所の提供に関する事。
- (4) 子育て世代の交流場所の提供に関する事。
- (5) 起業支援の場所の提供に関する事。
- (6) 物品等の展示及び販売に関する事。
- (7) 歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関する事。
- (8) 飲食物の提供に関する事。
- (9) 交流事業の企画及び実施に関する事。
- (10) その他復興拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(休業日)

第5条 復興拠点施設の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更し、

又は臨時に休業日を定めることができる。

(開業時間)

第6条 復興拠点施設の開業時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第3条に掲げる各施設の開業時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 第3条に掲げる各施設の全部又は一部を占有して利用しようとする者及び営利を目的として利用する者(以下「占有利用者等」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、復興拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、復興拠点施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他復興拠点施設の管理に支障をきたすおそれがあるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、占有利用者等が次の各号のいずれかに該当するとき、第7条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 利用の取消しを申し出たとき。
 - (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。
 - (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。
- 2 前項の規定により占有利用者等が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第10条 復興拠点施設の利用者(以下「利用者」という。)のうち、復興拠点施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他復興拠点施設の目的外利用に関する行為

(目的外利用等の禁止)

第11条 占有利用者等は、復興拠点施設の許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用

の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第12条 占有利用者等は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用し、若しくは造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により生ずる費用は、当該占有利用者等の負担とする。

(原状回復の義務)

第13条 占有利用者等は、復興拠点施設の利用が終了したとき、又は第9条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 占有利用者等が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を占有利用者等から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、復興拠点施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 復興拠点施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 復興拠点施設の利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、復興拠点施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手續)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができる者であること。

- (2) サービスの向上を図ることができる者であること。
- (3) 復興拠点施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (4) 復興拠点施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有する者であること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができる者であること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第20条及び第30条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されている者であること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて別に市長が定める基準
（指定管理者の指定等の公告）

第19条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第24条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理の基準）

第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、復興拠点施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な復興拠点施設の運営を行うこと。
- (2) 復興拠点施設利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏洩の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第21条 指定管理者の指定を受けた団体は、復興拠点施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による復興拠点施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第23条 市長は、復興拠点施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要

な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による復興拠点施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第25条 復興拠点施設の利用料金の額は、別表のとおりとし、占有利用者等は、当該利用料金を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第26条 復興拠点施設の利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、收受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第28条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部を返還することができる。

(入場の制限)

第29条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他復興拠点施設の管理に支障をきたすおそれがある者

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第30条 指定管理者及び復興拠点施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、復興拠点施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第31条 第5条から第9条まで、第12条、第13条、第25条、第27条から第29条

まで及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が復興拠点施設の管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第2項及び第6条第2項中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第7条から第9条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市及び指定管理者は」とあるのは「市は」と、第12条中「指定管理者の承認を得た上で、市長の許可」とあるのは「市長の許可」と、第13条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第25条第2項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第27条から第29条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第7条から第28条まで、第30条及び第31条の規定については、公布の日から施行する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日条例第34号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第25条関係)

1 基本利用料金

棟区分	施設区分	単位	利用料金
北1棟	多世代交流施設	1時間	1,000円
北2棟	エクササイズエリア	1時間	200円
	第一和室	1時間	200円
	第二和室	1時間	200円
	第三和室	1時間	200円
	第四和室	1時間	200円
	第一多目的室	1時間	200円
	第二多目的室	1時間	200円
			楽器を使用する場合

			は、1時間当たり300円を加算する。
北3棟	子育てサロン (キッチンコーナー)	1時間	200円
	第三多目的室	1時間	200円
広場	小高はらっぱ イベント広場	全面 / 1時間	500円
		1区画 / 1日 3.56m×5.34m=19m ² (テント一張り分)	1,000円

2 特別利用料金

種別	利用料金の額	
入場料徴収利用加算料	入場料の額が1,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の20に相当する額
	入場料の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の30に相当する額
	入場料の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の50に相当する額
	入場料の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の80に相当する額
	入場料の額が5,000円を超える場合	基本利用料金の額の100分の100に相当する額
営利目的利用加算料	基本利用料金の額の100分の200に相当する額	
会場準備利用料金	基本利用料金の100分の50に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 3 「入場料徴収利用加算料」とは、入場料を徴収して利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 4 「営利目的利用加算料」とは、営利を目的として、物品の販売、宣伝等に利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 5 「会場準備利用料金」とは、準備のために利用する場合の利用料金をいう。